

竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務  
委託事業者募集要項

## 1. 適用

本要項は「竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 業務名

「竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務」

### (2) 目的

日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーと周辺の沿道の魅力を国内向けに新聞紙面を活用して東京都内を中心に普及するとともに、東京都内でシンポジウムを開催して竹内街道・横大路の普及活動と来訪者の新たな展開を図るものとする。

### (3) 委託内容

本業務は、新聞紙面を活用して日本遺産を紹介するとともに、東京都内でシンポジウムを開催するものとする。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

金5,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

### (6) 委託期間

契約締結日から平成31年3月28日まで。

## 3. 手続き等

### (1) 担当部局

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町まちづくり推進部観光産業課 日本遺産事業推進事務局

TEL：0721-98-5521 FAX：0721-98-4514 Email：kankousangyou@town.taishi.osaka.jp

(2) 参加表明書（様式1）の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 平成30年9月11日（火）午後3時まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。
- 添付書類 業者登録等状況報告書

(3) 企画提案書（参加申込書（様式2）に含まれる書類）等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 平成30年9月18日（火）午後3時まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参又は郵送に限る
  - ・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間は除く。）とする。
  - ・郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。
- 提出物 様式任意。ただしサイズは、A4判用紙とする。【原本1部コピー7部】

記載事項	内容に関する留意事項
①業務の実施フロー・ 工程計画・実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の実施フロー及び工程計画について記載する。</li><li>・業務の実施手順 業務の実施手順を示す実施フローと工程計画について記載する。留意点についても記載する。実施フローは各工程の関連も分かるように図示すること。工程計画は工程表形式とし、時系列で記載すること。打合せ協議と現地取材の業務の分担等実施体制について記載する。</li><li>・他の事業者に当該業務の一部を再委託する場合はその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。</li><li>・直近5年間における自治体での類似実績（東京都23区内の400名以上の会場規模で開催したシンポジウム）を記載すること</li></ul>
②紙面への掲載とシン ポジウムについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・シンポジウムの実施内容についてご提案ください。</li><li>・シンポジウムの出演者、講演者についてご提案ください。</li><li>・シンポジウムの参加者の募集方法についてご提案ください。</li><li>・全体のスケジュールについてご提案ください。</li><li>・新聞紙面への広告掲載についてご提案ください。</li><li>・シンポジウム会場についてご提案ください。</li></ul>

③事業者概要書（様式3） 【原本1部】

- ・会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績（様式4） 【原本1部】

・成果物などがあれば添付すること。

⑤委託業務実施体制（様式5） 【原本1部コピー7部】

⑥見積書（様式任意） 【原本1部コピー7部】

・宛先は「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会会長」

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

（各項目の数量時間、単価が判断できる内容とする。）

・選定された事業者には再度見積を依頼する。

・見積において、業務量の目安として示されている委託料上限額を超えている場合、もしくは、委託仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。

・諸経費を含む全ての費用は委託料に含まれているものとする。

⑦CDデータ 【1部】

・企画提案書及び見積書（共に提案者を判別できるような記載を削除したもの）のPDFデータ

※①、②、⑤及び⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

(4) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

○受付期間 平成30年8月28日（火）から 平成30年9月4日（火）午後3時まで

○受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。質問票（様式6）に質問事項を記載のうえ送信。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 インターネットホームページ

「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会ホームページ」に公表し、個別には回答しないものとする。

※質問者名は掲載しない。

## 4. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。但し、全委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。

1) 業務実施体制について（10%）

・提案内容を実施できる人員が確保されているか。

・各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。

2) 企画提案内容について（20%）

・シンポジウムを核として、竹内街道・横大路を全国にPRする内容となっているか。

・全国から幅広い参加者を得るため、集客力を有し、本業務の趣旨に合致する催事が企画されているか。

3) シンポジウム関連催事について (20%)

・関係者以外にも興味を持ち、いかにも行政的なものではなく、柔軟で魅力的な発想で提案がなされているか。

4) 広報戦略と集客について (20%)

・多くの方の参加を得るため、積極的かつ具体的な広報活動が企画されるとともに、意欲的な目標参加者数が設定されているか。

・新聞への掲載回数、掲載記事の大きさ、発行部数はどうか。

5) 業務実績について (10%)

・本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。

6) 全体評価 (10%)

・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。

・事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。

7) 見積金額 (10%)

②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

④プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年10月1日(月)に行う予定。管理担当者等の業務全体を掌握する立場にある者1名(必ず出席)、予定担当者(必要に応じて出席)が出席すること。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(9月20日頃予定)。

⑤参加申込者、企画提案書提出者が2者に満たない場合、応募資格を満たしていれば審議を継続するものとし、全委員の評価の合計点が6割以上の場合は受託者として選定する。

(2) 事業者との契約

①選定された者は、通知があり次第担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。

②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところを準拠して適用するものとする。

⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平

- 成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、実行委員会に参加する自治体が実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果について選定事業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、府・県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内に、その理由の説明を求めることができるものとする。
- (5) 企画提案書等の提出後、契約締結までの手続き期間中に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結に係る資格を失うものとする。その場合、選定において次に評価の高い事業者と契約に向けた手続きを行う。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (9) 委託業務完了後の委託料振込金融機関は大阪南農業協同組合太子支店とし、振込手数料は受託者負担とする。